

ひとてま介護塾 介護職員等医療的ケア第3号研修（特定の者対象）
業務規定（2023年6月1日作成）

1. 事業所の名称・所在地

名称：ひとてま介護塾
所在地：岩手県盛岡市門 1-20-15
代表者：板垣 園子

2. 事業の目的

平成24年度から施行された介護職員等による医療的ケアの制度化に対応した必要な知識・介護技術を習得し、安全かつ適切な医療的ケアを実施できる介護職員等を養成することを目的とします。地域の医療介護関係者と密に連携し、人工呼吸器装着者等の特にも医療依存度の高い利用者や災害時にも対応できる介護職員の養成を目指します。

介護職員等の指導を行う指導看護師を養成します。

3. 研修事業の名称

ひとてま介護塾 介護職員等医療的ケア研修

4. 実施課程及び形式

第3号研修（特定の者対象）

5. 年間事業計画

研修事業は年度毎の実施要綱のとおり実施します。

6. 受講資格

<基本研修のみ受講する場合>

- (1) 満18歳以上の方。
- (2) 日本語での日常会話が可能で、研修テキストの漢字を読める方。

<実地研修を受講する場合>

- (1) 岩手県内の介護保険施設、医療介護関連事業所、児童関連事業所、保育所、幼稚園、教育機関などで現に就労している方。
- (2) (1)に該当しない方で当事業所が認めた方。
- (3) 所属する事業所または受講者が損害賠償責任保険に加入している方。

7. 受講条件

- (1)経過措置対象者の方も受講科目の免除は行いません。全過程を受講していただきます。
- (2)実地研修の指導看護師は、原則として日常的に利用者のケアを担当している訪問看護師などに依頼していただきます。
- 訪問看護師などが、指導者資格を所持していないなどの理由で実地研修が行えない場合は、当研修機関で指導を行うことも可能です。

8. 使用教材

喀痰吸引等研修テキスト第三号研修（特定の者対象）

三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング

「平成 30 年度障害者総合福祉推進事業介護職員による喀痰吸引等のテキスト等の作成に係る調査研究編集委員会 編集」

当研修機関ホームページより無料でダウンロードできます。
各自印刷し、予習をしたうえで基本研修を受講してください。

9. 受講費用

受講形式	内 訳	金額（税込）	納付方法	納付期限
基本研修	基本研修受講料	16,000 円	口座振込	請求書に記載の期日まで
実地研修	実地研修指導 ケア 1 項目	8,000 円		
	委託料 ケア 2 項目以上	12,000 円		
共通	事務管理費	8,800 円		
基本研修 出張研修	24,800 円×受講生数 宿泊費（宿泊が必要な場合） 別途 交通費（片道 10 km 以上の場合） 別途 会場費 申込者の負担		相談の上で決定します	

※出張研修は、6 の受講資格を満たす 3 名以上の受講生の方がいる事業所等に出張し、現地で研修を行うものです。

※出張研修は、岩手県内の事業所等に限りません。

10. 研修カリキュラム

研修を修了するための履修カリキュラムは別紙 1 のとおりです。

11. 講師数

講師 1 名が担当する受講生数は、6 名までとします。

演習等で特に必要な場合は、補助講師をおくことがあります。

12. 研修会場

基本研修講義：集合型研修またはオンライン（ライブ）研修

基本研修演習・筆記試験：受講生の人数により下記のいずれかの会場

①ひとてま介護塾 研修室

〒020-0823 岩手県盛岡市門 1-20-15

②研修実施の環境が整っている事業所など

実地研修：利用者（研修協力者）の居宅、入所施設、入居施設など

13. 科目毎の担当講師

研修を担当する講師は別紙 2 のとおりです。

14. 備品・図書目録

研修に係る備品及び必要図書は別紙 3 のとおりです。

15. 募集手続き

業務規程、年度毎の研修日程、費用、募集内容、申し込み方法、
問い合わせ先などをホームページに掲載し、募集を行います。

16. 申込み方法

ホームページより申込書類をダウンロードし記入の上、メールまたは FAX
で申し込んでください。電話申込は不要です。

申込書類を受領し次第、受講条件を満たしていることを確認し、受講申込確
認書と受講料請求書をメールまたは FAX で送付します。

申込書類の不備等で、受け入れができない場合には、その旨を申込者に連絡
します。

17. 基本研修修了の認定方法

本規定 10 に定めるカリキュラムをすべて履修し、筆記試験に合格した方を
修了と認定し、「基本研修修了証」を発行します。

18. 筆記試験（知識習得確認テスト）について

基本研修講義終了後に筆記試験を実施します。

(1)出題形式 四肢択一

(2)出題数 20 問

(3)試験時間 30 分

(4)出題範囲 テキストの内容に沿って、基礎的知識を問う問題を中心に
出題します。

(5)合否判定基準 下表の通り

知識習得確認テスト合否基準	
合格	正答率 9 割以上 (20 問中 18 問以上正解)
再試験	正答率 9 割未満

(6)合否結果通知 試験終了後ただちに採点し、合否をお知らせします。

(7)再試験受験となった方は、同日に口頭試問による再試験を行います。

再試験合否基準	
合格	正答率 9 割以上 (20 問中 18 問以上正解)
不合格	正答率 9 割未満 (20 問中 18 問未満正解)

(8)不合格の方の取り扱い

判定が不合格となった方は、改めて基本研修から受講する必要があります。

受講を希望する場合には、規定の申込と受講料の支払が必要です。

19. 補講について

本研修の一部を欠席、早退した場合等でも補講は行いません。

やむを得ない事情があると認められる場合については、当該年度に実施する次回以降の研修に振替、全課程を受講していただきます(部分修了の認定は行いません)。振替受講の場合は費用を徴収しません。

20. 実地研修について

(1)指導看護師の確保について

実地研修を行うにあたって、指導看護師資格を所持する(または見込みの)看護師を各施設・事業所で確保していただきます。

(2)実地研修の評価

指導看護師が、実地研修実施要領に基づく評価票を用いて評価し、連続2回「手順どおりにできる」と認めた場合に、実地研修修了を認定します。

(3)実地研修の効果

本研修の実地研修で、実習を行った方(利用者)に対して実習で行った行為のみ行うことが可能となります。利用者が新たに増えた場合には、その都度実地研修が必要となります。

21. 受講の取りやめおよび返金の有無

※以下の振替受講は当該年度内の研修に限ります。

※2月の研修は振替日がありませんのでご注意ください。

(1)遅刻について

理由にかかわらず、研修開始から 20 分以上遅刻した場合（オンライン研修は 20 分以上ログインしていない場合）にはその回の受講を認めません。遅刻の理由が、やむを得ない事情があると認められる場合は、次回以降の研修で振替受講することができます。

※受講生の事情で該当期間に振替受講できなかった場合の費用は返金しませんので、あらかじめご了承ください。

(2)受講の取り消しについて

理由に関わらず次の一に該当する受講生は直ちに受講を取り消し、以降の当研修機関における一切の受講を認めません。また受講料も返金しません。

- ・学習意欲に著しく欠け、修了の見込みがないと認められる場合
- ・研修の秩序を乱し、その他受講者としての本分に反した場合
- ・介護従事者としての適正がないと認められる場合
- ・特別な事情なく、連絡なしで欠席した場合
- ・上記の他、受講取り消しに該当すると認められる場合

(3)返金する主な理由

以下の理由に該当する場合には、事務管理費を除いた受講料を返金します。

（当研修機関の事情による中止の場合を除いて、振込手数料は受講生にご負担いただきます）

①天災等により公共交通機関が運行停止となった場合等

②基本研修

- a.研修前日 16 時までの連絡による受講の取りやめ
- b.当研修機関の不測の事態等による研修中止の場合

③実地研修

- a.受講生が感冒・インフルエンザ・細菌性腸炎等の感染性疾患に罹患した場合
- b.受講生が事故による受傷、疾病による入院等で就労不能の場合
- c.受講生が死亡した場合
- d.受講生の親族が死亡し、所属事業所で定める忌引きに該当した場合
- e.利用者の心身が研修に耐えられない状態の場合
- f.利用者が死亡した場合
- g.その他、返金相当と判断できる理由がある場合

22. 実地研修修了証（第 3 号研修修了証）の交付

実地研修の修了を認定された方には、「第 3 号研修修了証」を発行します。

この修了証は、認定特定行為業務従事者認定証に係る申請手続に必要です。

23. 修了者の管理

(1)研修修了者一覧表により管理し、医療的ケア研修の業務を廃止するまで保管します。

また、当該一覧表は、1年に1回以上、喀痰吸引等研修実施結果報告書として、知事に提出します。

(2)修了者の出席・成績に関する書類、実地研修評価表等は、電子媒体により医療的ケア研修の業務を廃止するまで保管します。

(3)登録研修機関として業務を廃止する場合、研修修了者一覧表を岩手県に引き継ぎます。

24. 指導者養成のための DVD 視聴（自己学習）

指導者養成講習を終了していない指導看護師の方は、ホームページより指導者養成講習動画の視聴と「介護職員等によるたんの吸引等（特定の者対象）の指導者マニュアル」での自己学習をお願いします。

自己学習後は、指導者養成講習実施報告書（様式6）をメールまたはFAXで提出願います。

25. 研修実施体制その他の実施方法に関する事項

研修の実施および習得程度の審査を公正かつ適正に行うための体制として、「医療的ケア研修委員会」を設置し、1年に1回以上の委員会を開催します。この委員会は、医療安全委員会を兼ねます。

委員会は以下の職種を含む5名以内で構成し、必要時は有識者などを招集することができます。

当研修機関の看護師 1名

医師 1名

訪問看護師 1名

26. 安全管理体制

医療的ケアを実施する事業者、利用者、主治医、指導看護師等と、緊密に連携を図れる体制を構築します。緊急時には、主治医に連絡し、速やかな対応を図ります。

受講生および指導看護師に対しては、感染症の予防、利用者の安全・衛生管理に十分留意するよう適切な指導を行います。

また、ケアマネジャー等が主催する医療的ケア利用者の担当者会議などには、積極的に参加するよう努めます。この担当者会議をもって、当研修機関の医療安全委員会とすることがあります。

27. 機器の整備、安全確保等

(1)医療的ケア研修に必要な機械器具等を常に整備します。

(2)施設整備・機械器具・備品などの清潔の保持および衛生管理に努めます。

(3)感染症の予防に努めます。

- (4)実地研修中の行為についても対象としている賠償責任保険への加入は、受講生個人または受講生の所属する事業所で行っていただきます。
当研修機関では、当該事業所の賠償責任保険加入状況の確認や保険の斡旋等を行いませんので、ご注意ください。

28. 業務上知り得た秘密の保持

- (1)研修受講生に係る個人情報等については、本研修の運営および修了者名簿作成、県知事への報告のみに使用します。
- (2)事業実施により知りえた個人情報は、みだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用しません。
- (3)受講生等が実習等で知りえた個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用することのないように、受講生に指導します。
- (4)その他の事項は、当研修機関の個人情報保護指針に準じます。

29. 業務規程の取り扱い

本業務規程は、当研修機関内に設置し、いつでも閲覧できる状態にします。
また、ホームページに掲載します。

30. 研修責任者・苦情受付窓口

ひとてま介護塾 代表 板垣 園子（いたがき そのこ）

連絡先 電話：019-618-6601

FAX：019-618-8673

メール：hitotemacare@hitotemacare.com

31. 経理

研修業務の適正実施のため、当該研修の経理を他と区分して整理します。

32. その他研修実施に係る留意事項

この規定に必要な細則並びに、この規定に定めのない事項で必要があると認められる時は、当研修機関がこれを定めます。

(附則)

(施行期日)

第1条 この規定は、2023年7月1日から施行する

附則 2023年7月1日作成、施行

ひとてま介護塾 個人情報保護指針

当社は、介護事業者としての社会的責任および個人情報の重要性に鑑み、厚生労働省「医療・介護関連事業における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）に基づき、個人情報の取扱いに関する基本的な指針を定めます。

(1)個人情報保護方針

介護関連事業の社会的責任を考慮し、守秘義務を遵守するとともに、適切な個人情報の収集、利用および提供を定めた社内規則を整備し、これを遵守します。

1. 情報取得に関しては、利用者のプライバシー保護のための最善の方法を尽くします。
2. 個人情報への不正アクセス、個人情報の紛失、破壊、改ざんおよび漏えいなどに関して、予防措置を講ずるとともに、万一の発生時には速やかな是正対策を実施します。
3. 個人情報に関する法令、ガイドライン、その他の規範を遵守します。
個人情報管理の仕組みを継続的に改善します。

(2)個人情報の利用目的

当社は取得した個人情報を、業務の遂行に必要な範囲内において、予めご本人の同意を得た上で、以下の利用目的のために利用します。

1. 研修の運営
2. 修了者名簿の作成および岩手県への報告
3. 実地研修委託事業所および主治医療機関への情報提供、照会
4. サービス担当者会議等による情報共有及び事例検討等

(3)サービス担当者会議における個人情報利用について

当社は、利用者を担当するケアマネージャー等が介護保険制度、その他公的制度に基づき開催するサービス担当者会議等において、要請があった場合には、利用者に対するサービスの充実を図るため、研修進捗状況等当社が保有する受講者および利用者の個人情報を利用します。

この場合、当社は当該会議以外、秘密を保持します。

(4)個人情報 of 安全管理措置

当社は、取り扱う個人データの漏えい、滅失またはき損の防止その他の個人情報の安全管理のため、安全管理に関する取扱規定等の整備および実施体制の整備等、十分なセキュリティ対策を講じるとともに、利用目的の達成に必要なとされる正確性・最新性を確保するために適切な措置を講じています。

(5)個人情報の第三者への提供

当社は、以下の場合を除き、個人データをご本人の同意なく第三者に提供しません。

1. 本人の同意を得ている場合
2. 介護保険法に基づく不正受給者の市町村への通知
3. 高齢者虐待防止法に基づく高齢者虐待の通告
4. 刑事訴訟法・税法等に基づく捜査または取り調べに対する回答
5. 地方公共団体による当社への指導監査、報告命令、情報提供依頼に対する回答
6. 人の生命、身体及び財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難なとき
7. 公衆衛生の向上のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難な場合
8. 介護サービスの安全性の向上のため、サービス提供中に発生した事故等に関する地方公共団体への報告および情報提供

(6)当社に対する照会

当社は個人情報の取扱いについて下記窓口を設置し、受講者および利用者からの問い合わせ、苦情、照会、訂正、停止等の申し出に応じます。この場合、当社は、申出者の本人確認を行うとともに、照会等により生じる複写等の実費を申出者にご負担いただきます。

<個人情報の取り扱い窓口>

ひとてま介護塾 代表 板垣 園子 (いたがき そのこ)

連絡先 電話：019-618-6601

FAX：019-618-8673

メール：hitotemacare@hitotemacare.com

制定日：令和5年7月1日

ひとてま介護塾
代表 板垣 園子